

☆相続手続き

令和6年度

手続きの代理・書類の作成等	業務内容	金額
	不動産の相続手続きをサポート ①固定資産の課税評価額が合計5,000,000円未満のとき 相続件数が5件未満 ②固定資産の課税評価額が合計5,000,000円以上のとき 相続件数が5件以上	不動産の価格(課税価格) × 1% (注1、注2、注3) × 2% (注1、注2、注3)

注1 上記の金額に消費税額が加算されます。

注2 上記の金額の他、次の経費(別紙内訳)が必要となります。
書類交付手数料、書類郵送費(実費)

注3 ①、②によらない場合は、別紙内訳の計算によります。

※内 訳

①被相続人及び相続人調査

(消費税込み)

戸籍謄本(除籍謄本)・戸籍の附票・住民(除)票	各1通当たり	3,300円※印1 + 実費(交付手数料)
特に遠隔地 のとき官公署へ の出張交 通費(ガソリン代)	日出町～〇〇市〇〇km×2、〇時間 R〇年県平均単価/L(時価)、1L=15Km	時価/L×〇Km/15
書類郵送費	各官公署宛	封筒郵便切手84円 +簡易書留320円 又は レターパックライト370円

印1：大分県内市町村及び県外市町村

②相続財産調査

(消費税込み)

名寄帳・登記事項 証明書(要約書)・ 地図・残高証明書	各1通当たり	3,300円※印2 + 実費(交付手数料)
特に遠隔地 のとき官公署へ の出張交 通費(ガソリン代)	日出町～〇〇市〇〇km×2、〇時間 R〇年県平均単価/L(時価)、1L=15Km	時価/L×〇Km/15
書類郵送費	各官公署宛	封筒郵便切手84円 +簡易書留320円 又は レターパックライト370円

印2：大分県内市町村及び県外市町村

③遺産分割協議

(消費税込み)

財産目録の作成	各1通 (特に複雑・多数の財産の場合)	5,500円
法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出	親子間の相続の場合	11,000円
	兄弟姉妹間の相続の場合、代襲相続・数次相続が発生している場合、不動産登記及び預貯金の払戻しに利用する場合	22,000円
遺産分割協議書(証明書)の原案作成等	各1通	22,000円 ※印3
	※印3 高難度な場合	33,000円
遠隔地等の相続人との連絡調整	相続人1人の場合	5,500円 ※印4
	相続人2人以上の場合	11,000円 ※印4
	※印4 高難度な場合	22,000円
書類郵送費	各相続人宛	封筒郵便切手84円 +簡易書留320円 又は レターパックライト370円

※印3:遺産の分配も決まっていって遺産分割協議書の原案作成だけのとき

※印4:遠隔地等の相続人に遺産分割協議書に署名押印をお願いするとき

④相続登記

(消費税込み)

固定資産評価証明書	各1通 (遺産分割の方法による)	3,300円※印5 + 実費(交付手数料)
特に遠隔地のとき 官公署への出張交通費(ガソリン代)	日出町~〇〇市〇〇km×2、〇時間 R〇年県平均単価/L(時価)、1L=15Km	時価/L×◎Km/15
書類郵送費	各官公署宛	封筒郵便切手84円 +簡易書留320円 又は レターパックライト370円
不動産の名義変更	1申請 (遺産分割の方法による)	提携の司法書士の 見積り

印5:大分県内市町村及び県外市町村

⑤農地・森林届出

(消費税込み)

農地法第3条の3第1項の規定による届出書	各1通	3,300円※印6
森林の土地の所有者届出書	各1通	3,300円※印7
特に遠隔地 ^の とき官公署へ ^の 出張交通費(ガソリン代)	日出町～〇〇市〇〇km×2、〇時間 R〇年県平均単価/L(時価)、1L=15Km	時価/L×◎Km/15
書類郵送費	各官公署宛	封筒郵便切手84円 +簡易書留320円 又は レターパックライト370円

印6,7：大分県内市町村及び県外市町村